

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 14)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第20項 地方税法施行令 附則第6条の2 等
5	担当部局		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和5年8月
7	創設年度及び改正経緯		平成31年度 創設
8	適用又は延長期間		5年間 (法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月成立)に基づき、令和2年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされたところ(いわゆる「法的分離」)。 法的分離後のグループ会社間取引については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に当該取引の料金について、収入金額の算定から控除する特例措置が平成31年度から5年間の期間で講じられたところ。 他方、電力の安定供給の確保に資するよう、効率化によって資金を確

			保し、設備更新・修繕等の安定供給に資する取り組みとしてのグループ間取引は、今後も継続することが想定されることから、本措置の延長を要望する。																							
			《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、平成32年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされている。 また、法的分離後に伴う行為規制の例外となる取引については、経済産業省令において定められるため、本措置の対象となる取引に事業者の恣意性は含まれない。																							
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																							
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除することで、電気の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保する。																							
10	有効性等	① 適用数	22 社(旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社)																							
		② 適用額	本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の額の推移は以下のとおり。 (単位:百万円) <table><tr><td rowspan="2">年度 区分</td><td>令和2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>実績</td><td>実績</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td><td>見込み</td></tr><tr><td>適用額</td><td>201,675</td><td>190,739</td><td>190,739</td><td>190,739</td><td>190,739</td><td>190,739</td><td>190,739</td></tr></table> 〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分の適用額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。	年度 区分	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用額	201,675	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739
年度 区分	令和2	3	4		5	6	7	8																		
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																			
適用額	201,675	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739	190,739																			
		③ 減収額																								

			本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の減収額の推移は以下のとおり。 (単位:百万円) <table><tr><th>年度 区分</th><th>令和2 実績</th><th>3 実績</th><th>4 見込み</th><th>5 見込み</th><th>6 見込み</th><th>7 見込み</th><th>8 見込み</th></tr><tr><td>減収額</td><td>2,217</td><td>2,078</td><td>1,589</td><td>1,589</td><td>1,589</td><td>1,589</td><td>1,589</td></tr></table> 〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分の減収額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。	年度 区分	令和2 実績	3 実績	4 見込み	5 見込み	6 見込み	7 見込み	8 見込み	減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
年度 区分	令和2 実績	3 実績	4 見込み	5 見込み	6 見込み	7 見込み	8 見込み												
減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589												
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する。																
		⑤ 税収減を是認する理由等	—																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額は、法的事由により追加的に負担を求めるものであるから、追加的負担を回避する本措置は妥当である。																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する観点から、本措置は妥当である。																
12	有識者の見解		—																

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成28年8月
----	------------------------	---------